

令和 7 年第 4 回定例会(12/12)
保健福祉医療委員会資料

〔議案関係〕

第 173 号議案 令和 7 年度茨城県一般会計補正予算（第 6 号）····· 2

令和 7 年 12 月 12 日
福 祉 部

第 173 号議案

令和 7 年度 茨城県一般会計補正予算（第 6 号）

○ 一般会計補正予算（福祉部分）

【今回分】

（単位：千円）

事項	予算額	特定財源種目金額	一般財源
福祉部 計	9,122,949	9,122,949	—

【歳出項目別】

（単位：千円）

款名 項目名	補正前の額 (A)	今回補正額 (B)	計 (A+B)
7 福祉費	92,178,500	9,122,949	101,301,449
3 障害福祉費	35,131,393	1,137,625	36,269,018
4 長寿福祉費	4,206,093	5,081,663	9,287,756
5 児童福祉費	44,540,127	2,903,661	47,443,788

○ 一般会計補正予算に係る福祉部の事業

- ・介護事業所賃上げ等支援事業 4,095,720 千円
- ・介護事業所等サービス継続支援事業 519,812 千円
- ・介護施設等食材料費高騰対策緊急支援事業 466,131 千円
- ・障害福祉事業所賃上げ支援事業 1,137,625 千円
- ・低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業 2,903,661 千円

主要事業等の概要（案）

福祉部 長寿福祉課

事業名又は議案の 名 称	介護事業所賃上げ等支援事業 【新規】
1 予 算 額	4, 095, 720千円
2 現況・課題	国の「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、介護事業所の人材不足が厳しい状況を踏まえ、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ・職場環境改善のための支援を実施することが示されたところ。
3 必要性・ねらい	介護分野の人材不足が厳しい状況にあることから、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ及び職場環境改善に取り組む介護事業所等に対し、処遇改善に必要な経費を支援する。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>(1) 支援対象 賃上げ等に取り組む介護事業所・施設</p> <p>(2) 支援内容 介護従事者の賃上げ及び職場環境改善に対する補助</p> <p>(3) 支援額 各事業所の令和7年12月から令和8年5月の介護報酬に交付率を乗じた額</p> <p>(※) 交付率は、サービス種別ごとに常勤の介護従事者1人あたり月額1万円相当の補助に必要な割合を国が設定 (生産性向上や職場環境改善に取り組む事業所には加算)</p>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	【財源】 介護保険事業費補助金



【R7.12月補正予算額 4,096百万円】

福祉部長寿福祉課介護保険指導・監査G (029-301-3343)

介護分野の人材不足が厳しい状況にあることから、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げ及び職場環境改善に取り組む介護事業所等に対し、待遇改善に必要な経費を支援します。

1 支援対象

賃上げ等に取り組む介護事業所・施設

2 支援内容

介護従事者の賃上げ及び職場環境改善に対する補助

3 支援額

- ・常勤の介護従業者1人あたり1万円/月に相当する額
(R7.12月～R8.5月の6か月が対象)
- ・生産性向上や職場環境改善に取り組む事業所には加算を実施



主要事業等の概要（案）

福祉部 長寿福祉課

事業名又は議案の 名 称	介護事業所等サービス継続支援事業 【新規】
1 予 算 額	519, 812千円
2 現況・課題	国の「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、介護事業所・施設が物価高騰や賃金上昇の影響により、厳しい経営を強いられていることを踏まえ、介護サービスを円滑に継続するための支援を実施することが示されたところ。
3 必要性・ねらい	物価上昇の影響がある中でも、介護事業所等が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問・送迎に係る費用や設備・備品の購入費用を支援する。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>(1) 支援対象 介護事業所・施設（約4千か所）</p> <p>(2) 対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> 利用者宅への訪問・送迎に係る費用 マスク、飲料水などの衛生・備蓄品や、ポータブル発電機、冷暖房機器などの設備を購入する費用 <p>(3) 補助上限額</p> <ul style="list-style-type: none"> 介護施設等 : 定員1人あたり6千円 訪問介護事業所 : 訪問回数に応じ20万円～50万円 通所介護事業所 : 利用者数に応じ20万円～40万円 その他の事業所 : 20万円
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>【財源】 介護保険事業費補助金</p>



【R7.12月補正予算額 520百万円】

福祉部長寿福祉課介護保険指導・監査G (029-301-3343)

物価上昇の影響がある中でも、介護事業所等が、必要な介護サービスを円滑に継続できるよう、訪問・送迎に係る費用や設備・備品の購入費用に対する支援を行います。

1 支援対象

介護事業所・施設

2 対象経費

- ・ 利用者宅への訪問・送迎に係る費用
- ・ マスク、飲料水などの衛生・備蓄品や、ポータブル発電機、冷暖房機器などの設備を購入する費用

3 補助上限額

- ・ 介護施設等 : 定員1人あたり6千円
- ・ 訪問介護事業所 : 訪問回数に応じ20万円～50万円
- ・ 通所介護事業所 : 利用者数に応じ20万円～40万円
- ・ その他の事業所 : 20万円



主要事業等の概要（案）

福祉部 長寿福祉課

事業名又は議案の 名 称	介護施設等食材料費高騰対策緊急支援事業 【新規】
1 予 算 額	466, 131千円
2 現況・課題	国の「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、介護保険施設等が物価高騰や賃金上昇の影響により、厳しい経営を強いられていることを踏まえ、食事提供サービスを円滑に継続するための支援を実施することが示されたところ。
3 必要性・ねらい	物価上昇の影響がある中でも、介護保険施設等が食事提供サービスを円滑に継続できるよう、食材料費に対する支援を行う。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>(1) 支援対象 介護保険施設等（811か所） (介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、 介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム)</p> <p>(2) 支援内容 施設の食材料費に対する補助</p> <p>(3) 補助上限額 定員1人あたり18千円</p>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>【財源】 介護保険事業費補助金</p>



【R7.12月補正予算額 466百万円】

福祉部長寿福祉課介護保険指導・監査G (029-301-3343)

物価上昇の影響がある中でも、介護保険施設等が食事提供サービスを円滑に継続できるよう、食材料費に対する支援を実施します。

1 支援対象

介護保険施設等

（介護老人福祉施設（地域密着型含む）、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム）

2 支援内容

施設の食材料費に対する補助

3 補助上限額

定員 1人あたり18,000円



主要事業等の概要（案）

福祉部 障害福祉課

事業名又は議案の名称	障害福祉事業所賃上げ支援事業【新規】
1 予算額	1, 137, 625千円
2 現況・課題	国の「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）において、障害福祉事業所の人材不足が厳しい状況を踏まえ、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げのための支援を実施することが示されたところ
3 必要性・ねらい	障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあることから、人材流出を防ぐための緊急的対応として、賃上げに取り組む障害福祉事業所・施設に対し、賃上げに必要な経費を支援する。
4 事業の内容 (事業フロー、 年次別・全体計 画等)	<p>(1) 支援対象 賃上げに取り組む障害福祉事業所・施設</p> <p>(2) 支援内容 障害福祉サービス等従業者の賃上げに要する経費について事業者に対し補助を行う。</p> <p>(3) 支援額 各事業所の令和7年12月～令和8年5月の障害福祉サービス等報酬に、交付率を乗じた額</p> <p>(※) 交付率は、サービス種別ごとに常勤の障害福祉サービス等従業者1人あたり月額1万円相当の補助に必要な割合を国が設定。</p>
5 参考事項 (過去の実績、 他県の状況、 関連データ等)	<p>【財源】</p> <p>(厚生労働省分) 障害者総合支援事業費補助金</p> <p>(こども家庭庁分) 児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金</p>



【R7.12月補正予算額 1,138百万円】

福祉部障害福祉課自立支援G (029-301-3363)

障害福祉分野の人材不足が厳しい状況にあることから、人材流出を防ぐための緊急対応として、賃上げに取り組む障害福祉事業所等に対し、賃上げに必要な経費を支援します。

【支援対象】

賃上げに取り組む障害福祉事業所・施設



【支援内容】

障害福祉事業者の賃上げに要する経費の補助

【支援額】

常勤の障害福祉サービス等従業者1人あたり1万円/月に相当する額

(R7.12月～R8.5月の6か月が対象)



主要事業等の概要（案）

福祉部 子ども政策局 青少年家庭課

事業名又は議案の 名 称	低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業 【新規】										
1 予 算 額	2, 903, 661 千円										
2 現況・課題	物価高の影響が長期化する中、低所得の子育て世帯は、食料品価格等の高騰の影響を特に強く受けている。										
3 必要性・ねらい	低所得の子育て世帯に対して給付金を支給することで、物価高騰の影響による負担の軽減を図る。										
4 事業の内容	<p>(1) 給付額 児童1人あたり5万円</p> <p>(2) 対象者 ① ひとり親世帯 (令和8年1月分の児童扶養手当受給者) ② 公的年金の受給等により、児童扶養手当は受給していないが、①と同程度の収入のひとり親世帯 ③ 低所得ふたり親世帯 (18歳以下の児童を養育する住民税均等割り非課税世帯)</p> <p>(3) 実施主体 市町村（ひとり親世帯の町村分は県で支給）</p> <p>(4) 財源 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（国10/10） 対象経費：給付金、事務費</p>										
5 参考事項	<p>○過去の給付金の支給状況</p> <p>(1) 児童扶養手当受給者等に対する支給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付時期</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年8月、12月</td> <td>1世帯あたり5万円（第2子以降児童1人につき3万円）</td> </tr> <tr> <td>令和3年4月、 令和4年3月※、6月、11月※、 令和5年5月</td> <td>児童1人あたり5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 低所得の子育て世帯等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給付時期</th> <th>給付額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年6月、 令和4年6月、11月※、 令和5年5月</td> <td>児童1人あたり5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県独自給付</p>	給付時期	給付額	令和2年8月、12月	1世帯あたり5万円（第2子以降児童1人につき3万円）	令和3年4月、 令和4年3月※、6月、11月※、 令和5年5月	児童1人あたり5万円	給付時期	給付額	令和3年6月、 令和4年6月、11月※、 令和5年5月	児童1人あたり5万円
給付時期	給付額										
令和2年8月、12月	1世帯あたり5万円（第2子以降児童1人につき3万円）										
令和3年4月、 令和4年3月※、6月、11月※、 令和5年5月	児童1人あたり5万円										
給付時期	給付額										
令和3年6月、 令和4年6月、11月※、 令和5年5月	児童1人あたり5万円										



低所得の子育て世帯生活応援特別給付金事業（新規）

【R7.12月補正予算額 2,904百万円】

福祉部子ども政策局青少年家庭課
青少年・母子福祉G (029-301-2183)

物価高騰等の影響を受ける低所得の子育て世帯に対し、本県独自に対象児童1人当たり5万円の特別給付金を支給します。

1 対象者

- ①ひとり親世帯 (2026年1月分の児童扶養手当受給者等 約1万9千世帯)
- ②低所得のふたり親世帯 (18歳以下の児童を養育する住民税均等割非課税世帯 約1万8千世帯)

※①、②に該当する児童手当・児童扶養手当受給者に対しては申請不要（プッシュ型）で支給。

2 給付額

児童1人当たり一律5万円

3 実施主体

市町村
(ひとり親世帯の町村分は県から支給)

